【　参考　】　　　　　〇　〇　会　規　約　（例）

１　名称及び事務所

この会は、〇〇会と称し、事務所は会長宅に置く。

２　目　的

この会は、　　　　　　　　　　　　することを目的とする。

３　事　業

この会の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)　例会

(2)　発表会

(3)　活動、親睦会（写生会、　　　　　　）

(4)　この会の運営に必要と認めた事業。

４　会　員

会員は、次の者をもって構成する。

この会の趣旨に賛同し、活動に参加できるもの。

５　会員の義務

この会は会員相互の協力により成り立つものであり、会員一体となって会の運営に当たらなければならない。

６　入退会

(1)　入　会　　入会するものは、会長に届け出、会の承認を得なければならない。

(2)　退　会　　退会するものは、会長に届け出るものとする。

(3)　自然退会　正当な理由がなく、会費を未納のまま放置した者、長期間欠席した者は、退会したものとみなす。

７　役　員

この会に次の役員を置く。

会長　1名　　副会長　〇名　　運営委員　〇名　　会計　〇名　　監事　〇名

８　役員の選出

役員は、総会において会員の中から選出する

９　役員の任務

(1)　会長は、この会を代表し、会務を総括する。

(2)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その会務を代行する。

(3)　運営委員は、会の運営に必要な企画立案及び事業の実施にあたる。

(4)　会計は、経理を担当する。

(5)　監事は、会の経理を監査する。

１０　役員の任期

(1)　役員の任期は１年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

1. 役員は再任されることができる。

１１　会　議

会議は、総会、役員会、定例会とし、会長が召集し、議長となる。

１２　議　決

会議は３分の２以上の出席によって成立し、議決は出席者の２分の１以上の賛成によって成立する。賛否同数の場合は、議長が決定する。

１３　会　計

(1)　この会の経理は、会費をもってこれにあてる。

(2)　会費は月額〇〇円とし、毎月納入する。

(3)　会費納入後の返金はしないものとする。

(4)　入会を希望する者は、入会金〇〇円を納入する。

(5)　会の運営上、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(6)　この会の会計は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

１４　規約の改正

この会の規約の改正は、会議に諮り決める。

１５　細　則

この規約に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は別に定める。

附　　則

この規約は、令和○○年〇月〇日から施行する。